令和８年（フ）第１３３６号
札幌市南区澄川６条３丁目２番４―504号
債務者　髙橋　眞治
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３９６号
札幌市手稲区新発寒４条３丁目18番５―102号
債務者　小柳　愛花（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４０１号
札幌市豊平区月寒西４条５丁目１番10―3013号
債務者　鈴木　哲也
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４０２号
札幌市豊平区平岸１条13丁目３番27―106号
債務者　上甲亜理沙
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４０７号
札幌市豊平区平岸４条14丁目５番３―304号
債務者　齋藤　桃嘉（旧姓小川）
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４２４号
札幌市西区発寒14条３丁目３番１―206号
債務者　岡田　省太
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４３６号
札幌市豊平区平岸５条12丁目３番26号　ＡＭＳ平岸512―201号
債務者　大沢　美陽
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４６１号
札幌市清田区清田３条１丁目３番11号　ラ・コート清田205号
債務者　大野　瑞葵
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４６５号
札幌市東区北32条東５丁目３番18号　サンシャインパーク303号
債務者　早坂　一幸
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４９７号
札幌市白石区北郷１条５丁目４番23―201号
債務者　吉崎　正人
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５２２号
北海道江別市野幌若葉町27番地の16　白い風船107
債務者　久禰田一騎
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５３４号
北海道江別市大麻宮町４番地　大麻宮町団地７号棟202号室
債務者　白鳥　暢子
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５４８号
札幌市白石区東札幌５条２丁目６番10―201号
債務者　藤田　敏也
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５５３号
札幌市豊平区美園２条６丁目１番５号　セトル美園402号
債務者　大場　真緒
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５７０号
札幌市豊平区平岸４条７丁目12番２―403号
債務者　大西　　諒
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５９０号
札幌市東区北36条東１丁目７番11号　麻生第２Ｂレジデンス206号
債務者　髙野　愛実
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８４号
北海道夕張郡栗山町松風４丁目87番地　松栄団地09Ｂ―104号
債務者　西野　　梓
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部